

新潟市廃棄物処理施設附属施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 8 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第 5 5 号

新潟市廃棄物処理施設附属施設条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市廃棄物処理施設附属施設条例施行規則（平成 1 7 年新潟市規則第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「又は運動広場（以下「多目的ホール等」という。）」を削り、同条第 2 項中「多目的ホール等」を「多目的ホール」に改める。

第 6 条、第 7 条、第 8 条第 1 号並びに第 9 条第 1 号及び第 2 号中「多目的ホール等」を「多目的ホール」に改める。

第 1 1 条中「地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項」を「地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項」に改める。

別記様式第 5 号及び別記様式第 6 号中

「

利 用 施 設	☐ 舞平清掃センター附属休憩所多目的ホール ☐ 亀田清掃センター附属休憩所多目的ホール ☐ 亀田清掃センター附属運動公園運動広場
---------	---

」

を

「

利 用 施 設	☐ 舞平清掃センター附属休憩所多目的ホール ☐ 亀田清掃センター附属休憩所多目的ホール
---------	--

」

に改める。

別記様式第 7 号及び別記様式第 8 号中

「

利 用 施 設	☐ 舞平清掃センター附属休憩所多目的ホール ☐ 亀田清掃センター附属休憩所多目的ホール ☐ 亀田清掃センター附属運動公園運動広場
---------	---

」

を

「

利 用 施 設	☐ 舞平清掃センター附属休憩所多目的ホール ☐ 亀田清掃センター附属休憩所多目的ホール
---------	--

」

に改め、注 5 を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。